

〈史料紹介〉

延徳三年左衛門大夫某寄進状・上野間如意院領田畠坪付之本帳（大仙寺文書）

上村 喜久子

（愛知県史編さん委員会中世史部会 部会長）

ここに紹介する2通の古文書は、愛知県史編さん室近世史部会によって2009年6月26日に行われた大仙寺（臨済宗妙心寺派・知多郡美浜町）調査で、新たに発見されたものである。既に愛知県史編さん室の平成21年度活動報告書に写真付で概要が紹介されたが、室町後期の知多半島に関する在地史料として希少な未刊史料であり、本誌で紹介したいという研究所の依頼をうけて、県史中世史部会で検討した結果、当日の調査に同行した筆者がこの小文を担当することとなったものである。なお、本稿執筆にあたっては、大仙寺所蔵近世文書・美浜町上野間区有文書について、県史近世史部会の調査データ・写真版を使わせていただいた。

1 文書の現状ならびに釈文

2通の古文書は、同じ延徳3年（1491）10月21日の日付をもつ、尾州智多郡野間庄中上野間郷如意院に充てた左衛門大夫某の田畠寄進状と、その田畠の所在を一筆ごとに書き上げた坪付である。2通は、同じ楮紙を用いた同筆による一組の文書であって、現在、寄進状・坪付本帳の順に続けて卷子装とされている。寄進状の部分的な破れにやや不審な点・坪付本帳の本文の一部と花押に、擦り消しや筆入れなど、後世手が加えられた跡が若干みられるものの、基本的には、中世後期の在地文書として疑う余地はないといえる。後述するように、当寺は、中世末の衰退期を経て、寛永6年（1629）臨済宗妙心寺派如意山大仙寺と改号して再興され現在に至るのであるが、この2通の古文書は、近世初頭の尾張藩による寺領・由緒改めに対して、大仙寺の歴史に関する証文として由緒書にも記されている。

それぞれの釈文は別記のとおりである。

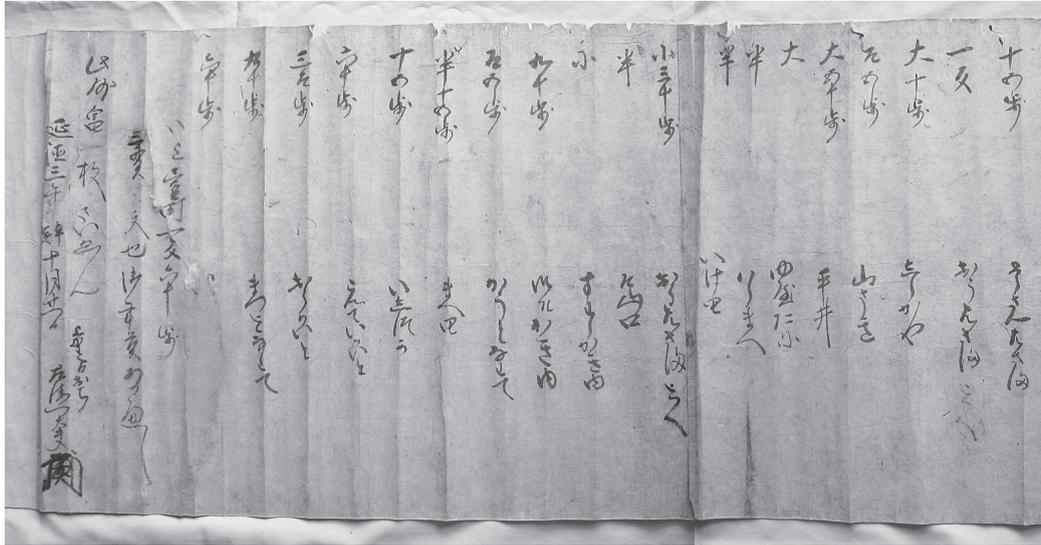
これらの文書は、中世後期の知多半島の歴史に関する史料として新たな情報を含むものであるが、とりわけ次の2点から注目すべき内容をもつと考える。ひとつは、智多郡守護一色氏支配崩壊後の15世紀末という時期に、如意院領を寄進した左衛門大夫を称する人物の存在であり、いまひとつは、近世の上野間村成立以前の上野間郷につ

いての情報である。いずれについても、2通の古文書は限られた情報しか伝えていないが、今後の研究を期し、関連史料と問題点を整理することで史料紹介とさせていただく。

2 左衛門大夫について

左衛門大夫とは誰か。寄進状・坪付之本帳には堂々たる武家様の花押が据えられているが、現在のところ、この花押から人物を特定することはできない。

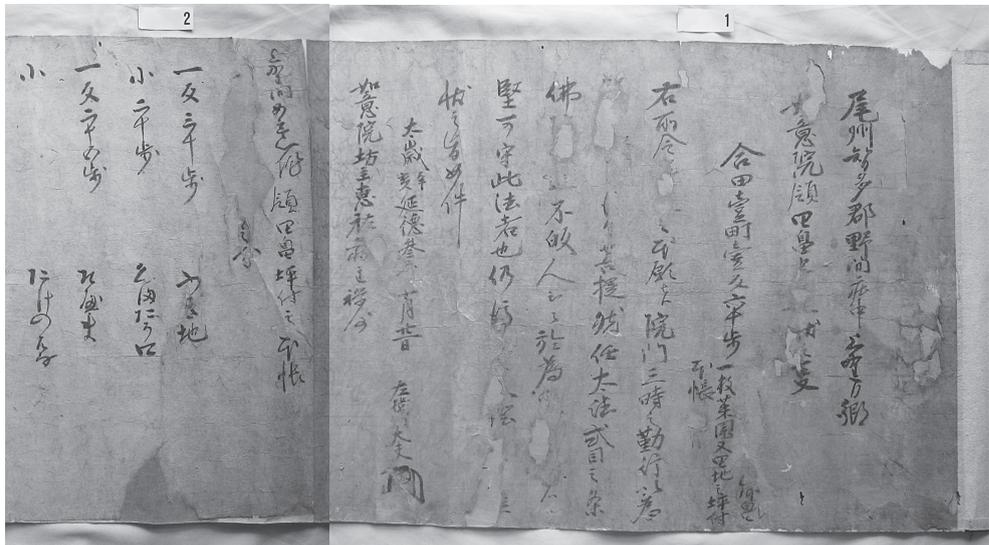
尾張藩への書上控えである正保4年（1647）12月12日付「尾州智多郡野間庄上野間郷大仙寺由来之事」（大仙寺文書、以下同じ）には、「延徳三年ヨリ太閤様御檢地迄ハ寺領壹町壹反六十歩、此外菜園畠一枚御座候、証文状並坪付ノ本帳ハ于今有之也」とあって、この寄進状と坪付之本帳が、開創以来太閤檢地迄の寺領に関する基本的証文であると主張されている。同寺は、寛永6年（1629）永源寺中興開山別峰紹印によって再興され、臨済宗妙心寺派如意山大仙寺と改号するが（文政5年9月「由緒書」）、「寛文覚書」によれば、寺内1町4反1畝が「前々除」とされ、如意院創建当時とほぼ同規模の寺屋敷並び山が年貢免除地と認められている。1町を超える規模の寺内が年貢免とされている寺院は、知多半島では、乾坤院（緒川村）・岩屋寺（岩屋寺村）・東龍寺（大野村）・



十五歩 とうさんほさま
 一反 おうほさま「をく」(擦り消)
 六十歩 しらかや
 百五歩 山さき
 大五十歩 平井
 大 ゆやたに
 半 八らまへ
 半 いけ田
 小三十歩 おうほさま「をく」
 半 そ山口
 小 すわらかき内
 九十歩 つけかき内
 百五歩 かうとなわて
 半十五歩 まへ田
 十五歩 いしつか
 六十歩 こんていかいと
 三十歩 おうかいと
 九十歩 まつをなわて
 六十歩

以上壹町一反六十歩
 三貫□文也、御年貢あるへし、
 此外畠一枚さいえん
 上野間おち
 延徳三年 亥 十月廿一日 左衛門大夫 (花押)

※文字が擦り消されている場合は左傍に、を、削られた上に書かれている文字には左傍に・を、後筆には「」を付した。



(一) 左衛門大夫某寄進状 (縦 29・9 cm、横 39・2 cm)

尾州智多郡野間庄中上野間郷

如意院領田畠 □ □ 状 □ 事

合田壹町壹反六十步一枚菜園、又田地之坪付本帳

右所合 □ □ 之本願者、院門三時之勤行以為

□ □ □ □ 菩提、然任太法式目之条

仏 □ □ □ □ 不婦人云々、於為 □ □ □ □

堅可守此法者也、仍後 □ □ □ □ 証 □ □ □ □

状之旨如件、

大歳 辛亥 延徳参 十月廿一日 左衛門大夫 (花押)

如意院坊主惠祐藏主禪師

(二) 上野間如意院領田畠坪付之本帳 (縦 29・9 cm、横 78・7 cm)

上野間如意院領田畠坪付之本帳

□ □ □ □ 之分

一反三十步 ふき地

小二十歩 くまたか口

一反二十五歩 そやま

小 たけのはな

齊年寺（大野村）など、有力者との由緒をもつ寺院に限られており、大仙寺の場合は、この中世以来の寺領文書が証文とされたと推察される。

しかしながら、如意院の後身である大仙寺も、この寺の草創については「往古延徳年中栄月山如意院と申候而、曹洞宗之由伝候」としながら、「最初本願人誰建立ニ候や相分り不申候」（文政5年9月「由緒書」）と述べ、改宗前の開基左衛門大夫については、すでに不詳としている。このように、延徳の寺領寄進が同寺にとって極めて重要であるにもかかわらず、本願左衛門大夫に関心が払われていないのは、何らかの事由で如意院との関係が絶たれ、如意院自体も衰退したことによるものであろう。大仙寺に伝わる食堂雲版には、天正5年（1577）8月20日付で「為覚翁秋円禅定門菩提」とする天木藤左衛門の「栄月山如意禅院」充て寄進銘がある（文化13年「如意山大仙寺三宝物帳」）。この寄進銘から、如意院の山号は栄月山であったこと、臨済宗妙心寺派として再興される以前も禅宗寺院であったことが確認できる。由緒書にいうように、曹洞宗寺院として創建されたとみて、間違いのないであろう。如意院はこの食堂雲版銘から天正5年までの存続がみとめられるが、その後衰退したのであろう。寛永6年改宗再興後の、慶安3年（1650）から寛文4年（1664）年にかけても、大仙寺に本尊・涅槃像・梵鐘その他の什物を寄進している天木道無・同多兵衛秀延がいる（同上）。天木氏は織豊期から近世初期にかけての檀越でもあった⁽¹⁾。しかし、食堂雲版銘にも慶安3年の梵鐘銘にも、如意院創建の本願左衛門大夫への言及はなく、天木氏を彼の末裔とみることはできない。こうした経緯から、おそらく天正5年以前に、如意院と左衛門大夫一族との関係も失われていたとみなければならぬ。

左衛門大夫は、五位の称である大夫を名乗っていることから、売位の時勢に乗る財力をもつ有力武士であったことが窺われる。また寄進状には、「任太法式目之条、仏陀寄進、不婦人云々」と、いわゆる仏陀法の文言が述べられている。鎌倉後期以降広く社会に定着したとされるこの法理である⁽²⁾が、尾張でこの文言がみられるのは、南北

朝期、妙興寺創建の檀那となる荒尾氏など国人クラスの武士の寄進状・売券が中心である⁽³⁾。応仁以後はその効力の減退が指摘されているが、尾張・三河でも一般的な徳政文言が急増するなかで、仏陀の文言が用いられるのはこの文書を加えてわずか3例と激減する。こうした社会認識の変化のなかで、伝統的な仏陀文言を敢えて用いている点も、左衛門大夫の立場を考える際考慮すべきかもしれない。また、仏陀文言をめぐる上記の状況からみると、応仁以降の3例のうちの、文明4年（1472）1月付寄進状写⁽⁴⁾の発給者が、同じく左衛門大夫を称していることにも、関心を寄せずにはいられない。この寄進状は三河渥美郡の曹洞宗伝法寺充てのもので、左衛門大夫の実名は不詳であるが、年代的には両者が同一人物、あるいは一族である可能性は否定できない。

改めて、この寄進状が出された時期の半島の情勢を整理しておこう。14世紀末より続いてきた一色氏の智多郡支配は、応仁の乱に先立つ「羽津ガ崎」の「牢人一揆」は「打随へシ」（応仁記、『県資9』2259）ものの、三河守護細川成之との抗争に敗北し、その勢力は大きく減退したと推定される。応仁2年（1468）2月24日付足利義政御判御教書案（『県資9』2265）によって、智多郡が幕府料郡として伊勢貞宗に預けおかれたことにより、智多郡守護としての法的根拠を失った。文明2年4月には、細川氏との対決のため、一色五郎・同兵部少輔が智多郡大野で勢揃えして幡豆崎に下向しており（智多郡正衆寺覚・八社神社棟札銘、『県資10』5・2169）、なお支持勢力は残存したとはいえ、半島ではこの頃を境に新たな在地勢力の動きが顕著となる。左衛門大夫某寄進状の出された15世紀末は、北部水野氏・南部西岸佐治氏・南部東岸戸田氏といわれる半島の三氏割拠の時代への過渡期というべきであろう。このような情勢理解に立ち、左衛門大夫についてはまず三氏一族の可能性から検討しておかねばならない。

曹洞宗寺院との関連からみて、まず筆頭にあげられるのは緒川の水野氏であろう。文明7年創建の菩提寺乾坤院の教線は同9年からの受戒記録「血脈衆」（『県資10』105）によれば、同10年

には野間・上野間にも及んでいる。この「文明十年戊戌小春十三日尾陽智多郡野間」における受戒者の中に、「妙西 左衛門大夫内」なる女性が含まれている。妙西に居住地名は注記されていないが、この日の受戒者には小野浦・野間・上野間・細目・奥田と、半島南部西海岸野間周辺の地域の人々がまとまってみられることから、同じ地域の人物である可能性は高いと思われ、「左衛門大夫」を名乗る人物の存在が注目される。上野間に曹洞宗寺院が新たに創建される下地は文明年間から形成されていたのであり、姓氏不詳ながら、この「左衛門大夫」が如意院本願となる可能性も一応考えておく必要がある。

『新編東浦町誌』は、乾坤院の布教の範囲は、延徳2年から同3年にかけての授戒会記録「小師牒」（『県資10』408）を合わせると、「戸田氏の勢力範囲である知多半島先端部と、佐治氏の勢力が強い大野以北の知多半島西海岸」を除いた「後の水野氏の勢力圏と対応している」と指摘している⁽⁵⁾。教線の拡大は水野氏の勢力圏の形成と表裏関係にあったことからすれば、この「左衛門大夫」は、水野氏一族かその勢力下にある者という推察も成り立つ。しかし水野氏は、「富士歴覽記」明応8年（1499）5月18日条（『県資10』581）に登場する「水野右衛門大夫為則」を初見として、右衛門大夫を名乗り、一族にも左衛門を名乗る人物は系図にも確認できない。また、水野氏一族は「血脈衆」では「殿」を付されて記録されており、それを欠く「左衛門大夫」には一族である可能性は極めて薄いと考える。

一色氏勢力の撤退後、三河との関係からも軍事的に重要な地点である半島南端の幡豆崎が佐治・戸田両勢力下に置かれたことは、やや下って天文8年（1539）7月付羽豆神社棟札銘写（『県資10』2251）に「惣陣」として「佐治八郎次郎為安」、「本根山」として「拾田孫十郎為光」とみえることにも示されており、後世の写ではあるが岩屋寺の記録には、天文3年7月営まれた同寺の千部経会について「一日ツツ大旦那、佐治左馬丞殿 大野、水野監物殿、幡豆崎惣陣佐治八郎殿、同式之段戸田孫十郎殿、河和両陣戸田孫五郎殿・同

孫九郎殿、内海両陣佐治亀千代殿・同平八郎殿、幡豆崎岸上図書助、内海中村与七郎」（『県資10』1187）と、より多くの情報がみえる。この幡豆崎に二つの勢力が陣を置くという状況は、文明8年（1476）4月、幡豆崎で差し押さえられた船荷の返還を命じた伊勢内宮庁宣を承け、内宮一瀬宜荒木田氏経書状が「幡頭崎両陣城主」充てに発給されている（『県資10』86・87）ことから、文明2年以後間もない時期に溯ることができる。その両陣が佐治・戸田両氏であろうことも、その後の情勢からみてほぼ誤りないであろう。

上記の記録にみるように、天文年間には河和に戸田氏、内海に佐治氏と半島南部は東西に二分されているのが、これによれば半島西域の上野間は佐治氏の勢力下に入った可能性があるということになる。しかしながら、佐治氏の半島西域支配については、15世紀末には未だ確たる史料を欠き、大永7年（1527）11月の蓮台寺蔵喚鐘銘（『県資10』1059）にみる「佐治駿河守」を確かな史料の初見とし、しかも半島南部には及んでいない。これ以前の佐治一族とされている宝徳3年（1451）9月の目録奥書をもつ岩屋寺蔵宋版大蔵経（『県資9』1897）⁽⁶⁾の「願主右衛門尉盛光法名道西居士」、文明8年12月および同12年11月の岩屋寺充て奉書（『県資10』93・185）を発給している「実為」は、何れも後の加筆や寺伝により佐治氏とされたものである。これらを含めたとしても、佐治氏一族には、発給文書・系図・記録などにも左衛門を名乗る人物を見いだすことはできない。

ついで戸田氏についてみると、寛正6年（1465）4月を初見として「十田弾正左衛門尉宗光」が、伊勢氏の「三河国御被官」としてみえ（蜷川親元日記、『県資9』2187）、明応3年（1494）3月には「藤原左衛門尉宗光」と自ら名乗る三河長興寺充て寄進状写（『県資10』495）を遺している。延徳年間に「左衛門大夫」を名乗る可能性からみると、左衛門尉の官途をもつ戸田宗光はもっとも有力な候補である。三河に本拠地をもつ戸田氏と知多半島とのかかわりは、推定ながら前述した文明8年4月の「幡頭崎両陣城主」（『県資10』

87) が初見であり、一色氏体制の崩壊後佐治氏とともに半島南端の要害を押さえたことが、軍事的な拠点をもつ始まりであろうと思われる。また、伊勢氏被管である宗光は、前述のように、応仁2年智多郡が料郡として伊勢貞宗に預けおかれたことによって、代官として智多郡支配に関与した可能性も考えられる。

また、先に本寄進状にみえる仏陀法の文言との関連で伝法寺充て寄進状の左衛門大夫に注目したが、実は、3通のうち残る1通は、明応5年(1496)3月7日付戸田宗光寄進状写(『県資10』526)である。宗光は、長興寺の応仁の乱以後の衰退を憂い、明応3年に続いて「為先祖菩提」として山を寄進したが、この寄進状の末尾に「然上者子々孫々至迄、不仏陀人還任法、不可有違乱煩者也」と述べている。一般的な徳政対応ではなく、再興する寺院との強い一体感をこの文言で表現したものと見えよう。3通に共通するこの文言からも、左衛門大夫が戸田宗光である可能性を指摘しておきたい。

残念ながら、宗光の発給文書原本は現在に伝えられていないため、花押を照合することができない。また、宗光自身の名を半島関係の確かな史料に見いだすことはできないが、戸田氏とすれば、過渡期の半島情勢を考えるうえで、この新出史料は極めて興味ある情報を示すものとなる。伊勢湾海運の要地である野間・内海に至る半島西南部は、15世紀末は、水野・戸田・佐治三者がそれぞれ勢力拡大の方途を探っていた段階であった。水野氏を後ろ盾とする乾坤院の教線伸長と競うように創建された如意院には、戸田氏の拠点を築く意図が込められていた可能性も推察できよう。次節で検討するように、郷内の中心「おち」に居を構えていた左衛門大夫がこの時如意院に寄進した所領は、上野間村内でも早くから開発された本田地区に散在している。しかしこの如意院・上野間郷との関わりは、その後ほどなく失われ、憲光の代には半島東海岸の河和・富貴へと戸田氏の拠点は絞られた⁽⁷⁾。その背景には、水野氏の勢力拡大、あるいは、織豊期の如意院壇越天木氏の台頭が想定されよう。

以上、左衛門大夫の素性をめぐって、半島の戦国期を主導した水野・佐治・戸田の三氏一族の可能性を検討した。当時半島内には、三氏以外にも長坂・天賀・岡田等の姓をもつ武士の存在が認められ、文明8年には、岩屋寺に禁制を与えている疋田遠利がいる(『県資10』81・82)が、いずれも左衛門大夫と結びつける手掛かりは見いだせない。左衛門大夫を名乗る人物を特定するには至っていないものの、戸田宗光、あるいはその近親者である可能性がもっとも高いのではないかと案を提起し、さらに多面的な検討が加えられることを期するものである。

3 上野間郷をめぐって

本文書は、「尾州智多郡野間庄中上野間郷」とあり「上野間郷」の初見史料でもある⁽⁸⁾。周知のように、康治2年(1143)立荘された安楽寿院領野間内海庄は、これより先保延6年(1140)在地領主によって寄進されていたもので、立荘時その領域は南西で海に接し、東北側は半島中央を貫く低丘陵に達する地域をしめるものであったと推察される。北西側は既に成立していた枳頭志庄と境を接していた(『県資7』864)。その後長講堂領として伝領された同荘は、15世紀に入ると野間庄・内海庄がそれぞれ別個に知行対象とされるようになり、応永20年(1413)には野間庄は細川中務大輔(持之カ)の知行下におかれている(長講堂領・熱田社領等目録写、『県資9』1035)。宝徳2年(1450)には、庭田政賢は本領である野間庄領家職を、地頭細川某に押領されていると中原康富に語っている(康富記、『県資9』1861)。一方、長禄3年(1459)高師長は、野間庄を先祖勲功地として回復を幕府に訴えている(高師長代申状案、『県資9』2066)が、おそらくこれも地頭職であったろう。本文書によって上野間郷が野間庄に含まれていたことを知るができるが、上記のような情勢から、すでに領家による荘園支配の実態は失われていたと推察される。また、地頭細川氏の支配についても不詳であるが、上野間郷内の所領の如意院への寄進状には、地頭諸課役等の負担に関する記述は見られない。

本文書は荘園支配関係文書としてより、むしろ中世末期の上野間郷と近世の上野間村との関係を考察する史料として注目される。

中世の「郷」については、なお解明すべき点が多く残されているが、中世・近世の村落との関係も問題点のひとつである。12世紀以降の郷は国衙領・荘園の構成単位として史料に顕れ、中世を通して新たな郷の生成がみられる⁽⁹⁾。尾張の場合、14世紀以降の史料に初出する新郷には、近世村へと名称が継承されていく事例が多くなり、人々の生活単位としてのまとまり、近世村の母胎としての村落としての性格を強めていくことが推察される⁽¹⁰⁾。中世の村落は「村」「郷」を付さず地名のみで記されている場合もあるが、ここでは、智多郡の中世郷・村と近世村との関係を考えるための基礎データとして、中世史料に初出する「郷」「村」名と近世村名との対照結果を表1に示した。尾張国内でも地域により史料の残存状況に偏りがあるので、単純な数的比較は慎まねばならないが、智多郡で確認される郷は、85パーセント以上が近世村名へと継承されており、これは山田郡とともに尾張国内の平均を大きく超える比率である。ことに、15世紀以降初出する郷は、極めて高い比率で近世村名へと継承されている。ちなみに智多郡の中世村名と近世村名への継承率は100パーセントである。

こうした中世郷・村名と近世村名の対照からは、智多郡内での村落形成が、比較的早くから中世郷・村を母胎として進み、大きな再編を経ることがなく近世村落の基盤となったのではないかと予測が生まれる。無論この予測は、あくまで郷・村名の継承という事実に基づいたレベルであって、村落の性格・内部構成、村域等について両者を同一視するものではない。これらの問題については、具体的に両者の関係を分析した事例を積み重ねていく必要があるが、史的にも困難な課題である。

左衛門大夫寄進状に付せられた上野間如意院領田島坪付之本帳には、上野間郷内の田1町1反60歩が分布する23の小字地名が記されており、上記のような課題に対して、近世上野間村との関係を考察する上で、貴重な情報を提供していると

いえる。ただし先に示した小字名の釈文には、判読できなかったものがあり、筆者の誤読の可能性もある。写真版を掲載したので、大方のご教示をいただきたいと思う。また、上記の課題に応えるためには、現地の聞き取り調査・地籍図による現在地の比定なども必要であろうが、さしあたって、慶長13年(1608)10月の上野間村本田検地帳⁽¹¹⁾と同村絵図⁽¹²⁾にみえる小字との対照結果を表2に示し、気付いた点を1、2述べて、今後の研究を俟ちたい。

表2にみるように、23の小字名のうち、約半数が近世上野間村の小字名として検地帳にみえ、また絵図(図2)によっておよその所在区域を推定することができるのは、特筆すべきことであろう。しかもそれらに共通するのは、ほとんどが検地帳で上田・中田とされる本田であり、村絵図でも「御本田」とされている地区に所在地が推定されることである。近世の上野間村は、東北部および南部に丘陵地を含み、西側で海辺に面している。「寛文覚書」に「雨池かかり」と記されているように、この地域の田地は水源を雨池に依存して拓かれている。絵図によれば本田は、半島西岸の海岸平野と東北部の知多丘陵から海へ注ぐ稲早川とその支流の形成した沖積低地に多くが集中し、丘陵狭間のわずかな低地にも分布している。集落は、村の西部を南北に貫く街道沿い、本田地域に囲まれた海辺に形成され、如意院の後身である大仙寺はその一画に位置する。こうした村落形成の原点であり中核をなす本田地区に、中世の如意院領が点在する事実は、近世の上野間村の母胎が遅くも15世紀の上野間郷時代までに形成されていたことを示すものといえるのではないか。海岸平野本田地区の開発ならびに、熊高・池田・曾山など丘陵狭間の本田開発の水源となる雨池の構築は、上野間郷の時代に溯ることが推察される。本村の基本的な構造は、すでに中世後期には形成されていたのであって、その延長線上に丘陵地裾野へと近世の新田開発が進められていったのである。また、如意院領の寄進者左衛門大夫は、坪付本帳で肩書を「上野間おち」と称しているが、「おち」は集落のすぐ北に隣接する本田「落田」(越智)の小

表1 中世智多郡村・郷一覧

条・庄	郷	村	初出年月日	西暦	史料	愛知県史資料編	近世村
	英比郷	乙河村	建長1～	1249～	源胤雅言上状	8-318	乙川村
	乙河郷		明德3.3.27	1392	大般若経奥書	9-598-60	
	英比南方郷		正和5.11./	1316	熱田社領別納等注進状写	8-744	
	英比郷	小河村	文永2.12.7	1265	將軍家政所下文写	8-390-(1)	緒川村
	緒川郷		天文5.閏10./	1536	清水左京亮証状写	10-1261	
英比	津岡郷		文永11.9.10	1274	毘沙門天像修理銘	8-420	(角岡村カ)
	木田郷		永仁6頃	1298	熱田社領新別納郷等注文案	8-597-14	木田村
		木田村	享祿1.10.5	1528	大般若経奥書写	10-1083	
	荒尾郷		正安1.8./	1299	熱田社領大郷百姓等陳状案	8-597-15	
	大郷		正安1.8./	1299	熱田社領大郷百姓等陳状案	8-597-15	大里村
	横須賀郷		～延慶2	～1309	範義書状	8-674	横須加村
	生道郷		正和5.11./	1316	熱田社領別納等注進状写	8-744	生路村
	御幣田郷		正和5.11./	1316	熱田社領別納等注進状写	8-744	
	横祢郷		建武4.8.5	1337	足利尊氏下文写	8-1066	横根村
		藤江村	正和5.11./	1316	熱田社領別納等注進状写	8-744	藤江村
	藤江郷		永和5.3.15	1379	足利義満下文	9-342	
	村木郷		応永16.1.11	1409	良尊熊野旦那讓状案	9-936	村木村
	石浜郷		応永16.1.11	1409	良尊熊野旦那讓状案	9-936	石浜村
	藪郷		永享12.8.28	1440	伏見宮家領目録案	9-1623	藪村
	坂田郷		康正2.6./	1456	造内裏段錢并国役引付	9-1976	半田村
	成岩郷		文明17.9.9	1485	弥陀画像裏書	10-真24	成岩村
	北糟屋郷		大永5.3.22	1525	安松為光寄進状写	10-999	北糟谷村
	亀崎郷		天正12.9.10	1584	織田信雄奉行人連署奉書写	12-639	亀崎村
	加木やノ郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	加木屋村
	名和之郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	名和村
		名和村	文祿5.9.11	1596	松岡長左衛門証状	13-767	
	草木郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	草木村
	寺本郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	
	おつかた郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	乙方村
	やなし郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	矢梨村
	きり山ノ郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	切山村
	よし川の郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	吉川村
	西うつみの郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	
	こ布郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	古布村
	木山郷		天正20.8.18	1592	圓通寺開帳札銘	13-319	木ノ山村
		篠島村	寛正2.10.27	1461	神宮寺棟札銘写	9-2110	篠嶋村
		有脇村	寛正6.12./	1465	松梅院所領注文並文書目録写	9-2216	有脇村
		姫嶋村	享祿1.10./	1528	大般若経奥書	10-1082	姫嶋村
		大野内湊村	天正20.3.11	1592	尾州智多郡大野内湊村檢地帳	13-274	大野村
		大夫村	文祿4.10.15	1595	田中吉政書状	13-633	大符村
但馬保	河和郷		建武3.8.24	1336	九条家当知行地目録案	8-1018	河和村
但馬保	河和郷	布土村	長祿3.12.21	1459	但馬保五郷出銭注進状	9-2062	布土村
	河和郷	時志村	応永29.10./	1422	鰐口銘	9-1186	戸岸村
	ときしノ郷		天正13	1585	織田信雄分限帳	12-1040	
但馬保	大井郷		建武3.8.24	1336	九条家当知行地目録案	8-1018	大井村

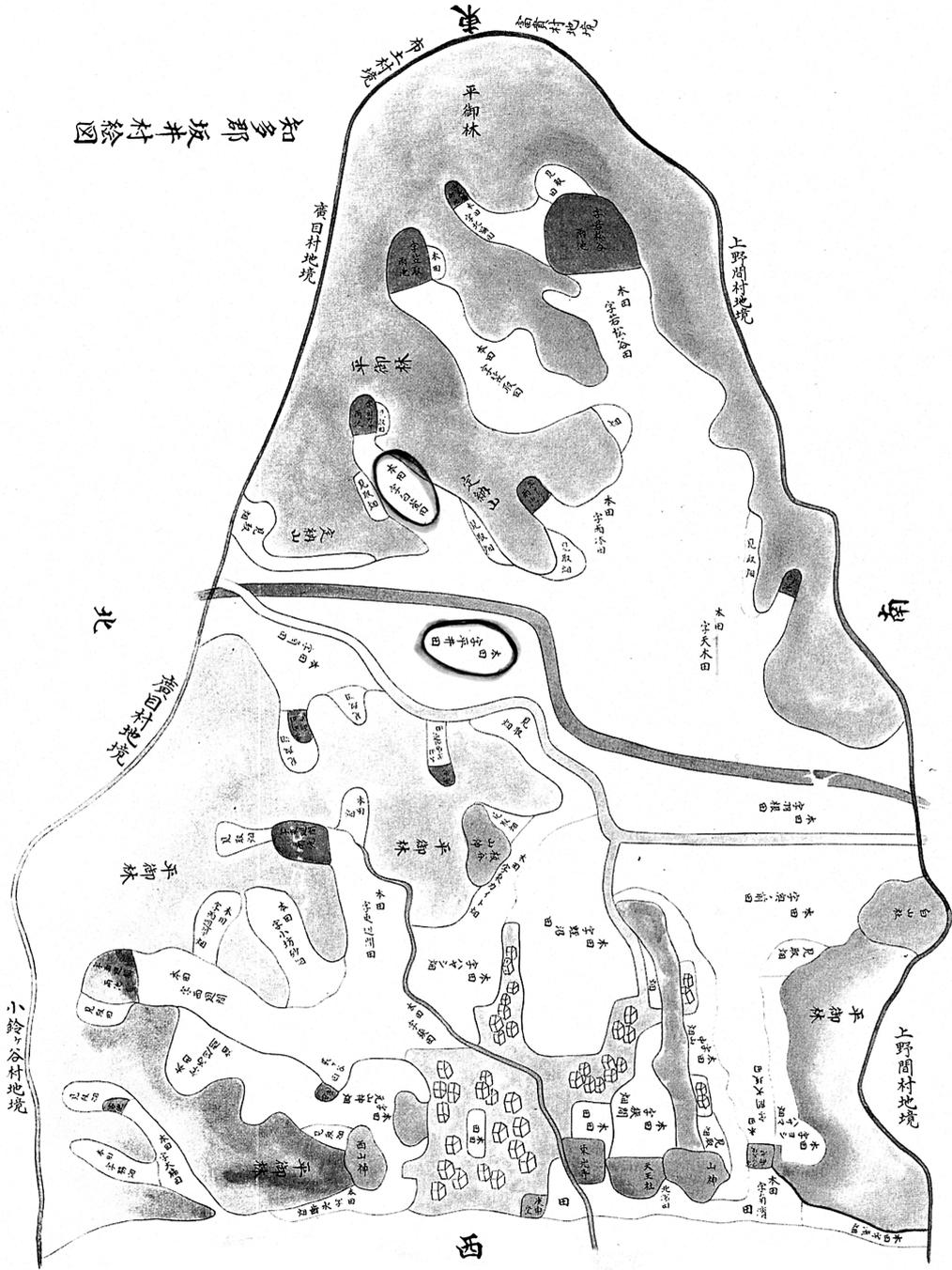
但馬保	須佐郷		応永 5. /. /	1398	観音像修理銘	9-748	須佐村
但馬保	山田郷		宝徳 3.5.26	1451	鰐口銘	9-1892	山田村
但馬保	方名郷		長禄 3.12.21	1459	但馬保五郷出銭注進状	9-2062	片名村
但馬保	諸崎郷		長禄 3.12.21	1459	但馬保五郷出銭注進状	9-2062	師崎村
堤田庄	常滑郷		応永 4.5.13	1397	大般若経奥書	9-710 - 70	常滑村
大野庄	左布里郷		明德 3.5.20	1392	大般若経奥書	知多市誌資料編 2 (如意寺蔵)	佐布里村
大野庄	小倉郷		宝徳 2.10.5	1450	康富記	9-1877	小倉村
大野	北郷		文明 2.12.4	1470	八社神社棟札銘(裏)	10-2169	
大野庄	古見郷		文明 15.4.15	1483	太子伝奥書	10-236	古見村
大野庄	大草郷		長享 2.3.20	1488	津島社棟札銘	10-2182	大草村
枳豆志庄西方	垂水郷		永享 4.6.20	1432	御前落居記録	9-1410	樽見村
枳豆志庄西方	檜原郷		永享 4.6.20	1432	御前落居記録	9-1410	檜原村
	檜原村		慶長 4.4.15	1599	白山社棟札銘	13-858	
枳豆志	大谷郷		康正 3.3.12	1457	八幡社棟札写	9-1989	大谷村
	枳豆志郷		文明 16.4.6	1484	乾坤院血脈衆	10-105	
野間庄	上野間郷		延徳 3.7.21	1491	左衛門尉某寄進状	大仙寺文書	上野間村

- ・本表は、12世紀から16世紀の史料に初出する郷・村の一覧である。
- ・国衙領・荘園ごとに郷・村をそれぞれ初出年代順を原則として配列したが、相互に関連のあるものはまとめてある。
- ・史料欄には、典拠とした史料の史料名を記した。
- ・出典は、『愛知県史資料編』欄に巻数・資料番号(真は、10巻所収 真宗関係画像等裏書一覧のNa)を示し、それ以外のは具体的に記した。
- ・近世村の欄には、正保3年(1646)の尾張国郷帳の村名を記した。

表2 小字対照表

延徳3年 上野間郷如意院領	慶長13年 上野間村検地帳		上野間村絵図
ふ き 地			(※富貴か)
くまたか口	くまたか	中 田	熊 高
そ や ま			曾 山
たけのはな	竹ノはな	上 田	竹の花
そさんはさま			
おうはさま	大廻わき	下 田	大廻間
しらかや			※白萱(坂井村絵図)
山 さ き	山 崎	中 田	山 崎
平 井			※平井(坂井村絵図)
ゆ や た に	ゆ や 口	中 田	ゆや谷
はらまえ			
い け 田	池 田	中 田	いけ田
おうはさま	大廻わき	下 田	大廻間
そ 山 口			曾 山
すわらかき内			
つけかき内			
かうとなわて	ごうと	上 田	郷堂か
ま へ 田			前 田
い し つ か			
こんていかいと			
おうかいと	大かいと	中 田	大海道
まつをなわて			松 尾
(不 明)			
お ち	をち田	上 田	落 田

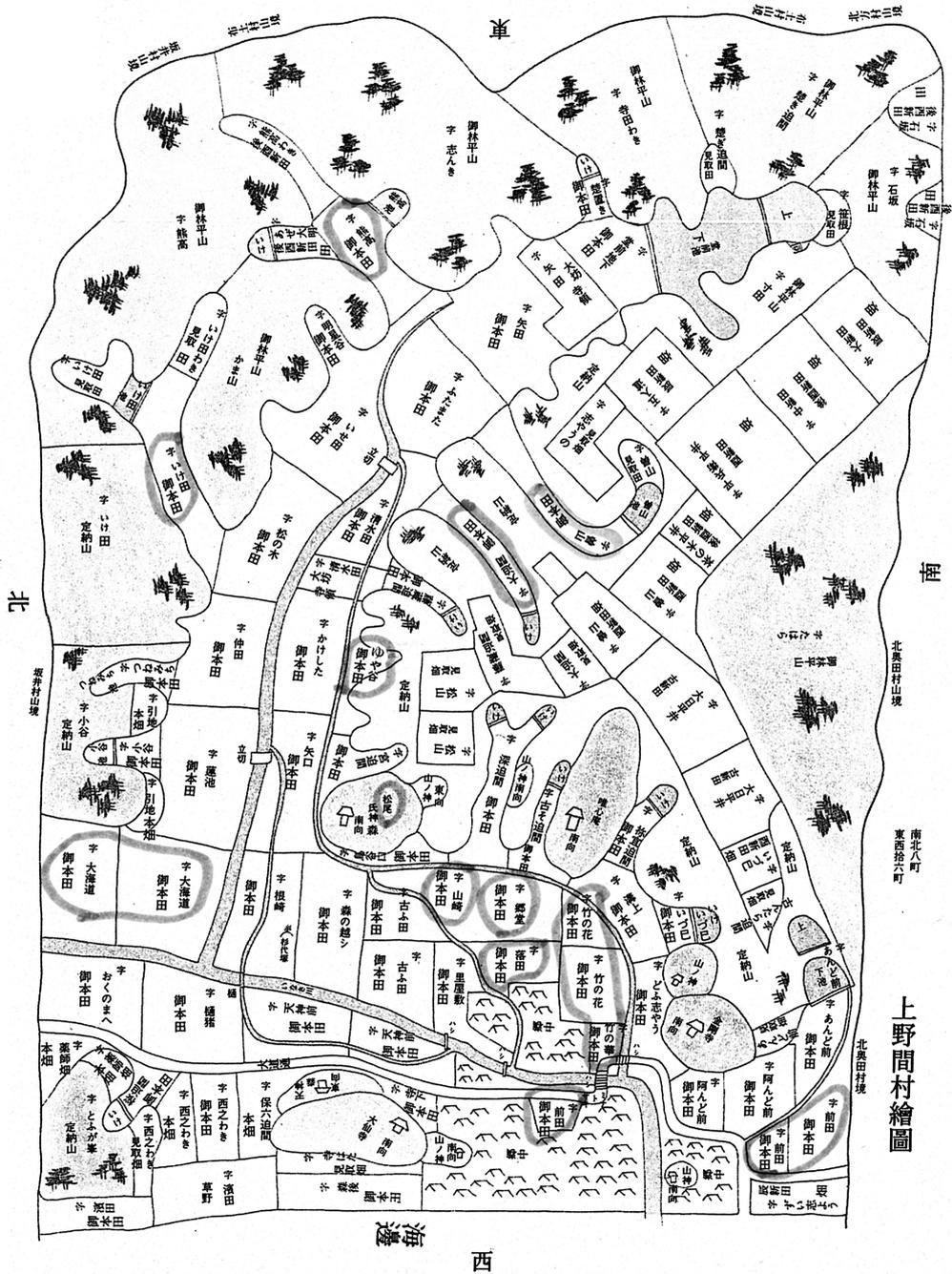
図1 坂井村絵図



○ は、延徳3年の如意院領坪付にみえる小字

『常滑市誌 近世村絵図集』所載図に加筆

図2 上野間村絵図



○ は、延徳3年の如意院領坪付にみえる小字

『美浜町誌 資料編一 近世村絵図集』所載図に加筆

字にみられる。中世上野間郷では、村落の中心「おち」に居を構えた左衛門大夫は、郷全域を支配下におく存在だったのかもしれない。

ただし、近世上野間村の村域と上野間郷の郷域を、そのまま結びつけることはできない。如意院領坪付にみえる「しらかや」は、上野間村の小字にみられず、北側の隣村坂井村の「白萱」を充てるべきであろう。また、同じく上野間村の「本田検地帳」にみえない「平井」も、坂井村に小字平井がある⁽¹³⁾。坂井村絵図(図1)によれば、白萱・平井は共に本田であり、平井は同村の中央を北から南へ流れる稲早川の形成した安定した沖積低地に位置する。白萱は丘陵の狭間に位置し、おそらく丘陵裾に作られた白萱池を水源にして開かれた田地であろう。これらの事例から、上野間郷は近世上野間村より広い区域に及び、坂井村域をも包括していたと推察できる。上野間村域は、上野間郷領域をそのまま踏襲するのではなく、分割、あるいは境界の調整再編を経ながら確定されたものとみられる⁽¹⁴⁾。

以上、他の諸国の中近世移行期の村落に関する研究状況について不勉強なまま、あくまで上野間郷と近世上野間村の関係に限定してのコメントを述べさせていただいた。左衛門大夫某をめぐる問題も含め、推察に推察を重ねた史料紹介となったが、今後本文書がもつ新たな情報を、さらに多くの視点から引き出す手がかりになれば、幸いである。

注一覧

- (1) 梵鐘銘に「先考昭応道鑑居士三十三回忌」に当り鑄造とある。施主道無の亡父道鑑とは、食堂雲版の寄進者天木藤左衛門と推察できよう。
- (2) 笠松宏至「仏陀施入之地不可悔返」(同『日本中世法制史論』東京大学出版会、1979年)。
- (3) 妙興寺文書(『新編一宮市史資料編五』)に多くみられる。
- (4) 伝法寺文書(『愛知県史資料編10』31)以下、同書による場合、本文中に『泉資』と略記し、巻数と史料番号を示す。
- (5) 同本文編、第四編第四章「戦国期の水野氏」(高木備太郎執筆)、1998年。
- (6) 『愛知の文化財』下(愛知県教育委員会編、1983年)は佐治氏とする。
- (7) 『新編豊川市史』は、戸田宗光が知多半島の南部の河和・富貴を支配したのは、渥美半島をほぼ制圧し、明応2年(1493)仁連木に城を築いたことによるとしている。(第1巻、第9章、新行紀一執筆、2011年)。確かに、戸田氏の創建とされる河和村の全忠寺は、憲光の法名全忠を寺号とするなど、半島南東部に拠点をおく支配は、16世紀に入り憲光の代に確定したと考えられる。それ以前、文明2年以降の15世紀末の約30年間は、西南域への戸田氏の進出もありうると考えてきたが、その経過・ルートを伺う史料は乏しい。次節でとりあげる如意院領の筆頭にあげられた「ふき地」は、近世上野間村の小字にはみえないが、これに「富貴」を充てることが許されれば、ここから半島の東岸域から西岸域への進出をよみとる可能性も、生まれてくるように思う。
- (8) 上野間の初見は、上述の「血脈衆」文明10年10月13日条。
- (9) 大山喬平「鎌倉初期の郷と村—文治元年(1185)から建暦元年(1211)まで」(1)(2)(同『日本中世のムラと神々』第3章3、岩波書店、2012年、初出1999年・2000年)は、「国—郡—郷—村のタテの序列」を中世日本社会の根幹と指摘し、郷・村を、所有の論理により成立した荘園と異なる「人々の生活ユニット」と

して成立したものとする。

- (10) 拙稿「中世尾張国の郷・村と荘園・国衙領」(拙書『尾張の荘園・国衙領と熱田社』第6章、岩田書院、2012年)。但ここでの考察対象には、織豊期を含めていない。また、近代の村は、近世村と区別している。
- (11) 美浜町上野間区有文書。
- (12) 徳川林政史研究所蔵。『美浜町誌 資料編一』による。
- (13) 上野間村絵図には、「大日平井」「茶ノ木平井」「平兵衛平井」が見えるが、いずれも新田であり、中世の開発とはできない。
- (14) 『尾張徇行記』坂井村の項に、「知多露見ニ此村ハ旧上野間村ヨリ分ルトミュ、産神ハ上野間村松尾天神也」とある。なお、坂井村の本田「天木」は、先述の天正年間の如意院檀那天木氏との関係を推察させる小字である。